

明るい選挙推進協議会協議事項

日時 令和7年7月3日（木）

午後5時

場所 愛西市役所 北館 会議室2-1

1. あいさつ

2. 協議事項

「会長・副会長の選任について」

3. その他

○愛西市明るい選挙推進協議会設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日
選挙管理委員会訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 民主政治の基礎である選挙がその果たす使命に従い適正に行われるように明るい選挙推進運動の総合企画及びその推進を図るため、愛西市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項の計画及び推進方法を協議し、必要に応じて実施する。

- (1) 各種選挙の執行に際し、投票総参加運動、選挙法を守る運動等を展開すること。
- (2) 民間における明るい選挙推進協力者の相互研究を行うこと。
- (3) 明るい選挙強調期間に啓発事業を展開すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、明るい選挙推進に必要と認める事業を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

- 2 委員は、愛西市内に在住する有権者で、明るい選挙の推進に熱意を有するもののうちから愛西市選挙管理委員会委員長が委嘱する。
- 3 委員の解嘱は、前項に準ずる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、その任期終了後においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、愛西市選挙管理委員会で処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- (読替規定)
- 2 この訓令により、最初の会長が選出されるまでは、第6条第1項中「会長」とあるのは「愛西市選挙管理委員会委員長」と読み替える。

愛西市明るい選挙推進協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、愛西市明るい選挙推進協議会設置要綱（平成17年愛西市選挙管理委員会訓令第3号。以下「訓令」という。）第8条の規定により、明るい選挙推進協議会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本会の会計事務等を掌るため、訓令第5条第1項の役員のほかに次の役員をおく。

(1) 会計 1名

(2) 監事 1名

2 前項第1号の会計は、本会の経費等の会計事務を担当し、訓令第3条第1項の中から選任する。また前項第2号の監事は、本会の運営及び会計を監査し、訓令第3条第1項の中から会長が指名する。

(慶弔)

第3条 明るい選挙推進協議会委員に対する慶弔は、次のとおりとし、別に定める会費から支弁する。ただし、受領に対しての返礼は行わないものとする。

(1) 本人の死亡 淋見舞 3,000円

香典 10,000円

生花 1対

原則委員長及び会長並びに事務局がお悔やみに伺う。

(2) 配偶者の死亡 香典 5,000円

原則全員参列する。

※上記以外の場合には、その都度協議により決定する。

(3) 本人の病気入院1週間以上又は自宅療養1ヶ月以上 見舞金 5,000円

原則全員が見舞いに行く。

(4) 会員の家が災害等により罹災した場合

ア、全壊(焼)、流出 見舞金 10,000円

イ、半壊(焼)、床上浸水 見舞金 5,000円

(5) その他慶弔に関することは、選挙管理委員会委員長及び明るい選挙推進協議会会長が協議して決定する。

(事業)

第4条 本会は、必要に応じ会員相互の親睦のため必要な事業を実施するものとする。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、毎年6月30日から翌年6月29日とし、終了後速やかに会計報告するものとする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、愛西市役所総務部総務課とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、選挙管理委員会委員長及び明るい選挙推進協議会会長の協議により決定する。

附 則

この規約は、平成21年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月14日から施行する。